

平成二十七年四月二十四日受領
答弁 第二〇二二号

内閣衆質一八九第二〇二号

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答

弁」に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年四月三日内閣衆質一八九第一七〇号）一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「政府答弁書を起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。